

放射線機器一括保守業務 基本仕様書

別添「放射線機器一括保守業務 個別仕様書」に示す各医療機器メーカーの放射線機器について、保守点検業務を実施するための基本要件は下記のとおりとする。

なお、本業務の履行に係る請求及び支払の要件については、委託契約書のとおりとする。

記

1 委託業務名

長浜市立湖北病院 放射線機器一括保守業務

2 委託契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

長浜市立湖北病院 指定場所

4 基本要件

本業務の基本要件は次のとおりとする。

- (1) 放射線機器一括保守業務個別仕様書（以下「個別仕様書」という。）に示す各医療機器メーカーの放射線機器について、個別仕様書記載の保守点検及び緊急修理対応（以下「保守点検等」という。）を実施する。
- (2) 受託者が保守点検等を提供するに当たり、当該医療機器メーカー又は取扱代理店（以下「メーカー等」という。）と保守点検業務委託を締結するか、又は受託者の責任において同等の内容を委託者に提供するものとする。
- (3) 定期保守点検は、個別仕様書に示す回数及び実施時期のとおり実施すること。なお、実施日時については、当該医療機器を管理する部門と協議し、決定すること。
- (4) 緊急修理については、原則として当該医療機器を管理する部門から直接メーカー等に連絡するものとし、個別仕様書に示す保守対応時間の条件に即して迅速に対応すること。
- (5) 個別仕様書にオンコール対応やリモートメンテナンス対応がある装置については、それぞれ実施するものとする。
- (6) 保守点検等の実施により必要となった交換部品の費用負担については、個別仕様書に示すとおりとする。
- (7) 装置の故障により、患者の治療計画等に影響を生ずる装置については、予防交換も含め、迅速な復旧に努めるとともに、有償の対応が必要となる場合は、実施の可否を速やかに協議すること。

- (8) 電子カルテシステムや部門システムにデータ連携する装置の保守点検等について
は、連携データに影響を及ぼすことの無いよう作業内容を調整すること。
- (9) 保守点検等により部品を交換し、取り外した不用部品については、受託者の責任に
おいて、関係法令等に従い適正に処分すること。なお、記憶媒体を含む部品を交換し
た場合は、記憶媒体の物理的破壊等によりデータの復元が不可能な状態にした上で処
分すること。

5 免責

本業務において、次の要件に該当する場合は、受託者の責任を問わないものとする。

- (1) 火災、地震等の自然災害、その他不可抗力に起因する不具合
- (2) メーカーが指定する設置条件等を逸脱したことに起因する不具合
- (3) 当該装置の取扱いの不備により生じた不具合
- (4) 受託者以外の者が設置・接続したメーカー指定外の部品等の使用に起因する不具合

6 その他

- (1) 受託者は、作業実施の都度、点検・修理の作業報告書を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を完了したときは、委託契約書第10条の規定に基づき、遅滞
なく「業務完了報告書」及び成果品を提出すること。
- (3) 委託契約期間中に、個別仕様書に示す装置を更新又は処分することとなった場合
は、当該装置の使用を終了する月の翌月から契約終了までの期間の委託料を減額する
ものとする。なお、減額する委託料については、協議の上決定する。
- (4) 委託契約期間中に、装置の構成に変更があった場合、又は、メーカーの保守サポー
トが終了した場合には、協議のうえ変更契約書を締結し、適切な措置を講ずるものと
する。
- (5) 個別仕様書に示す装置を更新する場合は、更新後の装置に係る保守点検業務を本契
約には追加しない。また、本契約期間中に新規調達する装置の保守点検業務について
も本契約には追加しない。
- (6) 保守等をメーカー等に再委託する場合は、委託契約書第4条に基づき委託者の承諾
を得ること。なお、委託者は、本契約の締結に付随して、第三者との契約、覚書及び
その他契約に類する書面契約の締結に付随して、第三者との契約、覚書及びその他契
約に類する書類の取り交わしはしない。